



しぶや青色

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp/>

令和5年 9月号 第615号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

10月～12月は青色・入会勸奨月間です！

一般社団法人渋谷青色申告会の行なう事業は、地域の役員さんの熱心なボランティア活動に支えられて成り立っております。会員に信頼され続けるサービスの提供と地域の社会貢献を目指して、会員増強、会勢拡大運動を展開していきます。

昭和25年に結成以来、“正しく強く”をモットーに記帳、決算、申告指導、税制改正運動をはじめ共済事業など幅広い事業を行っております。

 **勸奨期間にご入会されますと「入会金1,000円」が免除されます。**



お知り合いで、まだご入会されていない個人事業者の方がいらっしゃいましたら、ぜひ入会をお勧めいただくか、「事務局」へご紹介くださるようご協力をお願いいたします

「インボイス制度勉強会」開催のご案内

下記の日程で「インボイス制度勉強会」を開催いたします。ご都合に合わせて、下記の会場のいずれかにご参加下さい。参加費無料、事前の連絡は必要ありません。筆記用具をご持参下さい。会員以外の方もご参加いただけます。

開催日時	主催支部・部会	会場
10月 2日 (月) 17:00～18:00	恵比寿支部 青年部	渋谷青色申告会館 神南1-8-17-2階 TEL3463-7043
10月 3日 (火) 13:30～14:30	原宿支部 渋谷支部 女性部	渋谷区立商工会館 渋谷1-12-5 TEL3406-7641
10月13日 (金) 17:00～18:00	代々木東支部 代々木西支部 代々木南支部	幡ヶ谷社会教育館 幡ヶ谷2-50-2 TEL3376-1541

★ お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03(3463)7043 URL : <http://www.428aairo.jp/>

提出書類・届出書等の期限について

《国税関係（税務署関係）》

（税務署の窓口提出は9月29日（金）午後5時で締め切ります。）

9月29日（金）

（当日、午後5時郵送必着）

インボイス事業者登録の取り下げ

インボイス事業者登録を行ったが制度開始前に取り止める場合。

9月30日（土）

（e-Tax 送信スタンプ・郵便当日消印有効）

a. インボイス事業者登録（R05.10.1～）

b-1. 課税期間短縮届出（R05.10.1～）

b-2. 課税事業者選択届出（同上）

※b-1、b-2について、提出に伴う効果について誤解をされている会員様が見受けられますので、提出前（時間に余裕をもって）に当会事務局へご相談ください。

c. 源泉所得税の納期の特例申請

（特例効果は10月支給分から）

~~~~~

※自動車税の納税証明書（継続検査等用＝車検）の発行を求める場合、渋谷税務署や渋谷区役所ではなく、都税事務所、都税総合事務センターでの発行となります。  
なお、発行手続き・申請用紙・必要書類などは下記へお問い合わせください。

・自動車税テレホンサービス 24時間対応 03-5946-6728

または、

・自動車税コールセンター 平日のみ、午前9時～午後5時

03-3525-4066

~~~~~

● 都税事務所からのお知らせ ●

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- ☑ 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- ☑ 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- ☑ 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- ☑ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**3年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- ☑ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- ☑ 耐震改修工事が完了した日から3か月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度(1月1日完了の場合はその年度)1年度分*について、固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後**全額減免**(居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで)

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分



<減免を受けるための手続>

- ① 場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/info/taishin.html>



● 事務局からのお知らせ ●

◆10月の税務相談◆

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

日時 令和5年10月18日(水)
午前10時～午後4時

予約制 お一人様一時間

場所 事務局

費用 無料

お申し込み、10月2日(月)から TEL03-3463-7043

◆申告会ホームページを見てね◆

当会では、様々な情報をHPでもご案内しています。

毎月の会報もいち早く掲載しています。

今後も、情報発信してまいりますのでよろしくお願いいたします。

*「渋谷青色申告会」で検索してください。

～東京都最低賃金改正のお知らせ～

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は令和5年10月1日から

時間額 1, 113円に改正されます。

※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

※最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<お問い合わせ先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 03-3512-1614 (直通)

東京働き方改革推進支援センター 0120-232-865

業務改善助成金について

令和5年度業務改善助成金コールセンター 0120-366-440 (厚生労働省)

東京働き方改革推進支援センター 0120-232-865

東京労働局雇用環境・均等部企画課 03-6893-1100 (直通)